

事務連絡
令和3年7月27日

各都道府県森林整備保全事業担当課長 殿

林野庁 計画課 施工技術班担当課長補佐

工事請負契約書第26条第5項の適切な運用について

このことについて、別添のとおり直轄事業における工事請負契約書第26条第5項の適切な運用について通知したので、御参考にお知らせします。

また、貴職から関係市町村等に対して周知をお願いします。

担当：計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係

事務連絡
令和3年7月27日

各森林管理局 経理課長 殿
治山課長 殿
森林整備（第二）課長 殿

林野庁 林政課 会計経理第1班担当課長補佐
計画課 施工技術班担当課長補佐
治山課 施設実行班担当課長補佐
業務課 路網整備班担当課長補佐
治山班担当課長補佐

工事請負契約書第26条第5項の適切な運用について

国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）における工事請負契約書第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の規定の運用については、工事請負契約書第26条第5項の運用について（平成20年6月13日付け20経第547号大臣官房経理課長通知）及び工事請負契約書第26条第5項の運用の拡充について（平成20年9月10日付け20経第1019号大臣官房経理課長通知）により通知されているところである。

昨今、鋼材等の建設資材（以下「工事材料」という。）の価格が上昇する傾向であり、工事受注者等から資材調達に大きな影響が出ているとの声があることから、局署等が実施する工事への影響について適切に把握した上で、受発注者間の情報共有を綿密に行うなど、適切に対応されたい。

また、主要な工事材料の品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることが確認できる場合には、当該工事材料について単品スライド条項に基づき適切に実施されたい。

担当：林政課 会計経理第1班 支出負担行為第2係
計画課 施工技術班 積算基準係
治山課 施設実行班 地すべり係
業務課 災害対策分析官、森林土木専門官